

西日本シティ銀行アプリ利用規約

西日本シティ銀行アプリ利用規約（以下、「本規約」）は、株式会社西日本シティ銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「西日本シティ銀行アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）を利用する場合の取扱いを明記したものです。

第1条. 「西日本シティ銀行アプリ」の内容および利用

1. 本アプリで当行が提供するサービス（以下、「本サービス」）は、当行所定の口座情報等を閲覧・保存できるサービス、各種情報配信サービスおよび税公金払込みサービス等をご利用いただくことができるサービスです。なお、本サービスを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種（以下「指定機種」）に限られます。
2. 本サービスの利用は、日本国内に限られます。

第2条. 規約への同意

本規約にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用も本アプリのダウンロードもできません。

第3条. ご利用条件

お客さまは、本規約にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

- (1) あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン（但し、指定機種に限るものとします。以下同じ。）において利用できる状態にしておくこと。
- (2) 第4条に基づくメールアドレスの登録が完了していること（但し、各種情報配信サービスのみを利用される場合はこの限りではありません）。
- (3) 第5条に基づく暗証番号の登録が完了していること（但し、各種情報配信サービスのみを利用される場合はこの限りではありません）。
- (4) 第6条に基づく本人確認が完了していること（但し、各種情報配信サービスのみを利用される場合はこの限りではありません）。
- (5) 第7条に基づく NCB ダイレクト（インターネットバンキング）契約が完了していること（但し、各種情報配信サービスのみを利用される場合はこの限りではありません）。

第4条. メールアドレスの登録

お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまのスマートフォンより本アプリでご利用するメールアドレス（以下、「アプリメールアドレス」）をアプリに登録するものとします。アプリメールアドレスには、口座登録時のお知らせ等を送信します。

第5条. アプリ暗証番号等の登録

お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまのスマートフォンより本アプリでご利用する暗証番号等（以下、「アプリ暗証番号等」）をアプリに登録するものとします。

第6条. 本人確認

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォンから当行に送信していただくアプリ暗証番号等を当行が照合することにより行ないます。但し、各種情報配信サービスのみをご利用される場合は、この限りではありません。

第7条. NCB ダイレクトの契約

- (1) 本サービスの利用登録時には、NCB ダイレクト（インターネットバンキング）も合わせて契約されます。
- (2) 本アプリでの NCB ダイレクト（インターネットバンキング）取引は、「NCB ダイレクトご利用規定」に従うものとします。

第8条. サービスの内容

本アプリでは以下のサービスをご利用いただくことができます。

(1) 登録口座の照会サービス

- [1] 当行所定の手続きで登録いただいた口座の残高、入出金明細の口座情報を数値・グラフで照会することができます。
- [2] また、本アプリ内に保存された明細にメモを登録することができ、登録メモや入出金日で明細を検索することができます。
- [3] 利用できる口座は、お客さま本人名義の口座とし、本アプリ初回利用時に登録する普通預金口座1つ（以下、「メイン口座」）を含む最大45口座と、目的別貯蓄預金口座（以下、「目的貯蓄口座」）です。
- [4] メイン口座の他に、普通預金、貯蓄預金、定期預金、外貨預金、カードローン口座をサブ口座として登録できます。

(2) 入出金通知サービス

本アプリが、定期的にチェックした結果、メイン口座もしくはサブ口座（普通預金）に新たな入出金明細がある場合は、スマートフォン上に通知メッセージを表示します。なお、端末の設定状況によっては表示されない場合があります。入出金通知を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

(3) 口座引落しの事前通知サービス

[1] 本アプリに登録したメイン口座もしくはサブ口座（普通預金）へのご利用代金の引落とし依頼があった場合、スマートフォン上に通知メッセージを表示します。口座引落しの事前のお知らせの対象となる取引の種類は、当行所定のものとなります。

〔2〕引落日当日に残高不足、預金取引停止等の理由により引落しができなかった場合、または契約者もしくは収納企業等により、引落処理前に「引落停止依頼」、「訂正依頼」があった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、通知にてお知らせした引落案内と実際の手続の内容とが異なる場合があります。

〔3〕収納企業等からの連絡でお取引の支店にて直接「引落処理」をする場合、または収納企業等からの引落明細の提出が遅れた場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、当行は口座引落し予定をお知らせすることができない場合があります。

(4)各種情報配信（プッシュ通知・クーポン配信）サービス

〔1〕当行はアプリ利用者に対し、本アプリおよびプッシュ通知機能を利用して以下の情報等を提供します。

①キャンペーン情報、各種情報・広告

②当行および提携先のクーポン情報等

〔2〕当行は、本アプリおよび利用者へ配信するプッシュ通知に、当行あるいは当行以外の事業者（以下、「出稿者」）が提供する広告もしくはアンケートなどを挿入することができるものとします。

〔3〕クーポンは、クーポン記載のご利用条件、ご利用方法等を確認のうえご利用ください。

〔4〕出稿者によるクーポンを通じてお客さまが入手できる特典、商品およびサービス等は、出稿者の責任において提供されるものであり、当行がその内容を保証するものではありません。

〔5〕出稿者によるクーポンの内容等についての問い合わせは、お客さまが出稿者に対して直接行なうものとし、当行はこれに関して一切関与しないものとします。

〔6〕クーポンを第三者に対し譲渡、貸与または担保に供する等、クーポンを取引の対象とすることは禁止します。

〔7〕プッシュ通知は端末の位置情報と連動してお知らせを通知する場合があります。プッシュ通知、位置情報の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

(5)税金払込みサービス（NCBアプリペイ）

本アプリに登録したメイン口座もしくはサブ口座（普通預金）より、指定する金額を引落しのうえ、当行所定の収納機関に対する税金を納付することができます。

〔1〕当行は、払込みにかかる領収証書（領収書）を発行致しません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。

〔2〕払込みの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用できない場合があります。また、利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に内容を確認する等の際に当行所定の時間内での手続きが完了しない場合には、お取扱いきれない場合があります。

〔3〕バーコードの印字状態、スマートフォンのカメラでの撮影方法、利用環境等により取扱えない場合があります。

〔4〕先日付の払込みの利用はできません。

〔5〕当行または収納機関が指定する項目が当行所定の回数以上、誤って入力があった場合は、払込みの利用を停止する場合があります。払込みの利用を再開するには、必要に応じて当行所定の手続を行ってください。

〔6〕収納機関から請求について所定の確認ができない場合には、払込みをご利用いただくことができません。

〔7〕収納機関からの連絡により、一度受付けた収納について、取消となる場合があります。

〔8〕ワンタイムパスワードサービスの利用登録が必要です。

(6)目的別貯蓄預金（略称「目的貯蓄」）

〔1〕概要

①目的貯蓄口座とは、本アプリの目的貯蓄機能の利用にあたり、アプリで開設することができる、通帳やキャッシュカードを発行しない（媒体不発行方式）貯蓄預金口座です。開設にあたっては、アプリ上で所定の方法によりお申込手続きをおこなってください。

②既存の貯蓄預金口座を目的貯蓄口座へ切り替えることはできません。本口座を媒体発行方式の貯蓄預金口座へ切り替えることもできません。

〔2〕お取引の制限等

目的貯蓄口座を開設する際に、お客さまが指定したメイン口座もしくはサブ口座（以下「紐づけ口座」）との間での振替のみご利用できます。そのため、お預け入れ、払い戻し等のお取引を現金自動入出金機（ATM）や当行本支店窓口でおこなうことはできません。また、各種料金等の自動支払いをすること、給与、年金および配当金の自動受取口座として指定すること、NCBダイレクトに登録することもできません。

〔3〕届け出の印鑑

①紐づけ口座の預金店を目的貯蓄口座の預金店とします。

②紐づけ口座の届出印を目的貯蓄口座の届出印とします。

〔4〕自動積立機能

①紐づけ口座から目的貯蓄口座への手動振替とは別に、毎週または毎月の指定日に紐づけ口座から目的貯蓄口座への自動積立を行う機能です。なお、同一月に手動で振替を行っても、自動積立は実施されます。

②指定日の午前10時以降に、自動積立の振替処理が実施されますが、紐づけ口座の預金残高が、積立合計金額より少ない場合、すべての振替は行われません。例えば、目的Aで1万円、目的Bで2万円の積立設定（積立合計金額3万円）があり、紐づけ口座の預金残高が2万円の場合は、目的A、目的Bともに振替は行われません。なお、貸越契約を行っている場合であっても、残高不足の場合に貸越は発生しません。その後紐づけ口座に追加入金があっても、再振替処理は行われません。

③自動積立設定の登録・変更・削除は、振替日の前日までに実施ください。

〔5〕目的貯蓄の解約等

①本アプリを初期化した場合、目的貯蓄は解約されます。

② 目的貯蓄の解約により、目的貯蓄口座内の残高は、全額紐づけ口座へ入金されます。ただし、お客さまの利用状況によっては、目的貯蓄が解約されない場合があります。

〔6〕貯蓄預金規定の適用

本規定は、普通預金・貯蓄預金共通規定および貯蓄預金規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については普通預金・貯蓄預金共通規定および貯蓄預金規定にもとづいてお取扱いたします。

(7) Bank Pay

〔1〕概要

Bank Pay は日本電子決済推進機構が構築した決済システムで、本アプリが使用できる端末（以下「利用者端末」）において Bank Pay の機能が利用できるように口座登録を行い、Bank Pay の加盟店（以下「BP 加盟店」）である小売店店頭等に設置のステッカーに表示された QR コード等に利用者端末をかざし決済金額を入力することで、決済資金を銀行口座から直接支払うことができるサービスです。

〔2〕預金口座の登録および認証等

- ① 利用者は、本アプリから要求される情報を登録して預金口座の登録を行います。
- ② 利用者は、登録預金口座として、本アプリのメイン口座を登録することができ、当該登録預金口座が支払口座となります。
- ③ 利用者は、同一のメイン口座を、複数の利用者端末に本アプリの登録預金口座として登録することはできません。
- ④ ワンタイムパスワードサービスの利用登録が必要です。

〔3〕取引金額の設定等

- ① 利用者が、登録預金口座ごとに、Bank Pay 取引を行うことができる 1 回および 1 日あたりの利用可能金額は、当行所定の金額となります。
- ② Bank Pay 利用可能金額は、ATM 出金限度額やデビットカード利用可能額に含まれます。利用者の利用状況、設定状況によっては、利用可能額が少額になる場合があります。

〔4〕Bank Pay 取引の方法

利用者は、BP 加盟店において本アプリを用いて Bank Pay 取引を行おうとするときは、次の各号に定める方法のうち、BP 加盟店の指定する方法によるものとし、利用者は BP 加盟店の指定に従うものとします。

- ① 利用者端末に表示された QR コード等を、BP 加盟店が加盟店端末で読み取らせる方法
- ② 利用者端末で、加盟店端末に表示された QR コード等を読取る方法
- ③ BP 加盟店に設置されているステッカーに表示された QR コード等を利用者端末で読み取った上で、利用者端末において売買取引債務等の金額を入力する方法

〔5〕利用者端末を変更する場合の手続等

利用者端末を変更する場合であって、変更後の端末においても本アプリを引き続き利用するときは、新しい利用者端末で本アプリ所定の認証を経るものとします。新しい利用者端末での認証が完了して以降は、変更前の利用者端末での Bank Pay 取引はできません。

〔6〕利用者の遵守事項

利用者は、本アプリの利用に関し、以下の事項を遵守するものとします。

- ① 本アプリに登録する情報について、真実かつ正確な情報を提供すること
- ② 利用者は、本アプリに登録した情報を常に正確かつ最新の状態に保つものとし、当該情報に変更があった場合、利用者は、速やかに本アプリ所定の手続により、登録内容の変更を行うこと
- ③ 当行が定める方法に従ってのみ本アプリを利用すること
- ④ 第三者名義の預金口座を登録預金口座とするなど、第三者に成りすまして本アプリを利用しないこと
- ⑤ 本アプリを運営するシステムに過度の負荷をかける行為を行わないこと
- ⑥ 本アプリを運営するシステムへの不正アクセスまたは不正アクセスの試みその他本アプリを運営するシステムのセキュリティを脅かすおそれのある一切の行為を行わないこと
- ⑦ 自己の責任において利用者端末を厳重に管理し、第三者に貸与したり、当該第三者をして Bank Pay 取引を実行させないこと。
- ⑧ 本アプリの利用に関する一切の権利を第三者に譲渡、貸与しないこと
- ⑨ 本アプリのバージョンおよび本アプリが搭載されている利用者端末の OS を最新の状態に保つこと
- ⑩ 本アプリが搭載されている利用者端末がコンピュータウイルスへの感染や不正プログラムの攻撃を受けないよう、合理的に可能なセキュリティ対策のための措置を講じること
- ⑪ 機種変更等の事由により利用者端末を変更する場合や、利用者端末を処分する場合には、本アプリ所定の利用者端末の変更の手続やアカウントの利用停止手続を行った上で、使用しなくなった利用者端末から本アプリを削除すること
- ⑫ その他、当行が不適切と判断する行為を行わないこと

〔7〕本アプリの利用状況に応じた措置等

当行は、利用者による Bank Pay 取引の利用状況などを勘案して、当行の判断により利用者による Bank Pay 取引の利用を保留し、またはお断りする場合があります。

〔8〕本アプリの利用の廃止または停止

① 当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による本アプリの利用を廃止または停止することができます。

- ・利用者が本規約等に違反したときまたはそのおそれのあるとき
 - ・利用者が本アプリの利用に際して虚偽の情報を提供したとき
 - ・差押、破産、民事再生申し立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき
- ② 当行は、前号の規定による本アプリの利用の廃止または停止により利用者に生じる損害等について、一切責任を負わないものとします。

〔9〕 売買取引の解消に伴う措置

利用者が BP 加盟店との売買取引を解消することを希望する場合における Bank Pay 取引の取扱いについては、当行の定める Bank Pay 取引規定（西日本シティ銀行アプリ用）に従うものとします。

〔10〕 利用者端末の紛失および不正利用

① 利用者は、本アプリを搭載している利用者端末について、暗号認証を設定するなど、自己の責任で適切に管理するものとします。

② 利用者は、利用者端末の紛失・盗難等に遭った場合、またはこれらのおそれがある場合には、直ちに当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対して当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うとともに、直ちに当行に連絡して、Bank Pay 取引の利用停止手続を行うものとします。Bank Pay 取引の利用停止手続を行うと、本アプリを用いた Bank Pay 取引は、すべて停止されます。

〔11〕 利用者情報の開示

当行は、不正利用の調査・捜査等の目的で、必要に応じ警察、BP 加盟店その他 Bank Pay 取引の仕組みに参加する者に対し、利用者の情報を開示することができることを利用者は予め承諾するものとします。

〔12〕 免責・損害賠償

① 当行は、利用者と BP 加盟店との間で行われる一切の売買取引について、取引の当事者、代理人、仲立人等にはならず、これに関して一切責任を負いません。売買取引に関してトラブルが生じた際には、BP 加盟店と利用者との間で直接解決して頂きます。

② 本アプリの内容は、事前の通知等を経ることなく、変更され、機能追加され、またはその機能の提供が中止されることがあり、また本アプリの利用に新たな制約が課されることがあります。これらにより、利用者が損害等を被った場合でも、当行は一切の責任を負わないものとします。

③ 本アプリは、すべての利用者端末において正常に動作することを保証するものではなく、利用者端末の機種や OS のバージョンによっては正常に動作しない場合があります。

④ 当行の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合における当行の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害および特別損害については一切責任を負わないものとします。

〔13〕 取引規定

本アプリにおける Bank Pay 取引は、別に定める「Bank Pay 取引規定(西日本シティ銀行アプリ用)」に従うものとします。

(8) アプリ間送金サービス

〔1〕「アプリ間送金サービス」(以下「送金サービス」)は、同サービスの利用者間で資金の請求および支払を行うサービスをいいます。資金の支払は振込として取扱います。

〔2〕本アプリでのワンタイムパスワードサービスの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。

〔3〕送金サービスにおける資金の受取口座および引落口座は、本アプリにメイン口座として登録されている普通預金口座に限定します。

〔4〕1回および1日あたりの利用可能金額は、当行所定の金額となります。

〔5〕支払完了後に取消が必要な場合は、当行ダイレクト営業室において組戻の手続を取扱います。組戻された振込資金は、申込口座に入金する方法により返却します。なお、組戻手続きにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。

組戻手数料については、当行ホームページにてご確認ください。

https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/naikokukawase.html

〔6〕次の場合には、送金サービスのお取引はできません。

①支払金額が本アプリに登録しているメイン口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。

②資金引落口座もしくは資金受取口座が解約済みの場合。

③資金引落口座の支払停止または資金受取口座の入金停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合。

④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不相当と認めた場合。

(9) 振込・振替サービス

〔1〕本アプリから、NCBダイレクト（インターネットバンキング）の振込サービスおよび振替サービスと同様のサービスを利用いただけます。

〔2〕本アプリでのワンタイムパスワードサービスの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。

(10) カードローンサービス

〔1〕当行所定の金額範囲内で、本アプリに登録したカードローン口座と、お客さまが指定したメイン口座もしくはサブ口座（普通預金）との間で、カードローン口座からの借入またはカードローン口座への返済取引が利用いただけます。

〔2〕返済取引は、一部返済、全額返済の選択が可能です。但し一部返済は、元金のみの返済となり、利息分の返済はできません。また一部返済をされた場合でも、毎月返済は行われます。

〔3〕毎月返済が遅延している場合は、本サービスが利用できません。

(11) 家族口座見守りサービス

〔1〕お客さまが、提供先として登録したご家族等に、指定した条件で預金口座の残高、入出金明細を参照が可能となることおよび、入出金の通知が行われるサービスをいいます。

〔2〕家族口座見守りサービスの利用については、「家族口座見守りサービスご利用規定」に従うものとします。

(12) 諸届サービス「アプリ de 手続き」

[1] 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行

① 本サービスでは、普通預金または貯蓄預金の通帳またはキャッシュカード（当行所定のものに限り）について、紛失または盗取された場合に、その旨の届出を行うことができます（以下、「本サービスによる紛失・盗難届出」といいます）。当行は、本サービスによる紛失・盗難届出を受け付けた場合には、当行所定の確認を実施し、当該通帳またはキャッシュカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。本サービスによる紛失・盗難届出の受付完了前（受付が正式に完了していない場合を含みます）に生じた損害については、普通預金規定、キャッシュカード規定等の各種規定に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

② 通帳またはキャッシュカード（当行所定のものに限り）を紛失または盗取されたお客さまは、本サービスによる紛失・盗難届出（以下、「紛失・盗難届出」といいます）後に、当該通帳またはキャッシュカードの再発行の申込みを行うことができます。再発行は、当行所定の手続き後に行います。

③ 次の場合、お客さまは、本サービスによる紛失・盗難届出または本サービスによる紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行申込みを利用いただくことができません。この場合には、本サービスによる紛失・盗難届出以外の方法によって直ちに紛失・盗難届出を行い、また、本サービスによる通帳・キャッシュカードの再発行申込み以外の方法によって通帳・キャッシュカードの再発行の手続きをお取りください。

・紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座の店番、口座番号、キャッシュカードの暗証番号がわからない場合

・再発行申込みと同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合

・再発行申込み時、氏名変更、住所変更手続きがお済みでない場合

・紛失または盗取された通帳を解約する場合

・紛失または盗取されたキャッシュカードが、当行所定のサービス対象外カードである場合

・紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行の申込みを受付けた時点で、お客さまの預金口座残高が当行所定の手数料額に満たないこと等により、手数料の引落しができない場合

・その他当行所定の事由が認められる場合

④ 本サービスによる紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行申し込みを受付けた場合、当行所定の手数料をいただきます。この場合、当行は、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、各種キャッシュカードに関する規定にかかわらず、普通預金・総合口座通帳および預金払戻請求書の提出なしに、お客さまが手数料引落口座として指定する預金口座から自動振替の方法により手数料を引落すことができるものとします。

⑤ 本サービスによる紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行申込みを受付けた場合、当行での手続きが完了した後は、当該通帳またはキャッシュカードが発見された場合であっても、発見された通帳またはキャッシュカードの利用を再開する手続きを行うことはできません。この場合、再発行された通帳またはキャッシュカードを利用いただくものとします。また、手数料の返却はいたしません。

[2] 紛失・盗難にかかる通帳の Web 口座「ネットスタイル」への切替

① 本サービスでは、普通預金の通帳（当行所定のものに限り）を紛失または盗取されたお客さまが、紛失・盗難届出後、Web 口座「ネットスタイル」（NCB ダイレクトに登録いただいた口座に限り、「無通帳」とし、通帳を発行しないサービスを指します。）への切替手続きを行うことができます。

② 次の場合、お客さまは前号のサービスを利用いただくことができません。

・Web 口座「ネットスタイル」への切替にかかる普通預金にキャッシュカードを発行されていない場合

・住所変更手続きがお済みでない場合

・本アプリのサービス指定口座の登録数が登録上限数を超える場合

・その他当行所定の事由が認められる場合

[3] 紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの発見

① お客さまが、紛失・盗難届出後に紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行申込み手続きがなされていない通帳またはキャッシュカード（当行所定のものに限り）を発見された場合、本サービスにより、当該通帳・キャッシュカードを発見した旨の届出を行うことができます。当行は、かかる届出を受付けた場合には当行所定の確認を実施し、相当と認めるときに限り、当該通帳またはキャッシュカードの利用を再開する措置を講じます。

② 次の場合、お客さまは前号のサービスを利用いただくことができません。

・紛失・盗難届出を済ませた通帳またはキャッシュカードの再発行の手続きが完了している場合

・同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合

・同時にクレジット機能付キャッシュカードのクレジットカード暗証番号を変更する場合

・氏名変更または住所変更のお手続きがお済みでない場合

・発見した旨の届出にかかるキャッシュカードがクレジット機能付カード、その他当行所定のサービス対象外カードの場合

・その他当行所定の事由が認められる場合

[4] 住所・電話番号の変更

① 本サービスにより、届出住所、電話番号、勤務先住所、勤務先電話番号の変更手続きを行うことができます。変更手続きは、お客さまが本サービスにより、届出住所、電話番号、勤務先住所、勤務先電話番号の変更を申込み、当行が受け、所定の手続きを行った後に完了します。

② 前号のサービスは、当座預金、投資信託、ご融資のお取引がある等、お取引状況によりご利用できない場合があります。

③ 本サービスの受付完了前に生じた損害については、普通預金規定、キャッシュカード規定等の各種規定に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

(13) NCB ポイントサービス

NCB ポイントサービスとは、当行所定の基準によりお取引をポイント化し、その合計ポイントに応じて特典が受けられる無

料のサービスです。ポイントによる各種特典の適用は、原則としてお申しいただいた月の翌月 15 日からとなります。ただし、当月の最終営業日以降にお申しいただいた場合、翌々月 15 日からの適用となります。

本サービスの契約が完了すると、「NCB ポイントサービス」も自動的に契約されます。(既にお申込済みの場合は除く)

NCB ポイントサービスの詳細については、当行ホームページにてご確認ください。

https://www.ncbank.co.jp/service/point_service/index.html

(14) スマホ ATM サービス

[1] 概要

当行が提携するセブン銀行の ATM (以下「セブン銀行 ATM」といいます) で本サービスの利用を選択して、セブン銀行 ATM の画面表示に従って本アプリおよびセブン銀行 ATM の操作を行うことにより、キャッシュカードを使用せずにセブン銀行 ATM から本アプリに登録された普通預金口座への現金の預入れまたは現金の払戻しが可能となります。

[2] 利用条件

①本アプリでのワンタイムパスワードサービスの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。

②本サービスで現金の預入れまたは払戻しができる ATM は、セブン銀行 ATM に限ります。

[3] 現金の預入れ

セブン銀行 ATM で本サービスの利用を選択して、セブン銀行 ATM の画面に表示された操作手順にしたがってセブン銀行 ATM に預入れに係る現金を投入するとともに、本アプリおよびセブン銀行 ATM で所定の操作を行ってください。

[4] 現金の払戻し

①セブン銀行 ATM で本サービスの利用を選択して、セブン銀行 ATM の画面に表示された操作手順にしたがって、本アプリおよびセブン銀行 ATM で所定の操作 (当行届出のキャッシュカードの暗証番号と払戻し金額の入力を含む。)を行ってください。

②セブン銀行 ATM で用意されている紙幣等が不足している場合には、本サービスによる現金の払戻しを中止するか、セブン銀行 ATM の画面に表示された範囲で改めて払戻し金額をセブン銀行 ATM に入力するかのいずれかを選択してください。後者を選択した場合にはセブン銀行 ATM に入力した金額の払戻しが行われるものとします。

③当行所定のロックサービスの利用により ATM 取引を制限している場合は、本サービスによる現金の払戻しはできませんので、予めロック状態を解除してから前号の操作をしてください。

④セブン銀行 ATM での 1 回あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額、お客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 回あたりの払戻限度額またはセブン銀行所定の金額のうち、最も低い金額とします。また、セブン銀行 ATM での 1 日あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額またはお客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 日あたりの払戻限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。なお、払戻し金額の単位は、セブン銀行 ATM について当行またはセブン銀行が定めた金額とします。

⑤当行は、セブン銀行 ATM の操作の際に入力されたキャッシュカードの暗証番号と、当行届出のキャッシュカードの暗証番号とが一致することを、当行所定の方法により確認して現金の払戻しを行います。暗証番号の不一致が当行所定の回数を超えた場合、本サービスおよびキャッシュカードでの ATM 取引を停止させていただきます。

[5] セブン銀行 ATM の利用手数料

①セブン銀行 ATM を利用して現金を預入れる場合および現金を払戻す場合には、キャッシュカードを使用する場合と同様の判定基準により、当行およびセブン銀行所定の利用手数料をそれぞれいただきます。なおこの場合、セブン銀行所定の利用手数料は、次号にもとづき引落としをしたうえで当行からセブン銀行に支払います。

②第 1 号の利用手数料は、いずれも現金の預入時および払戻時に当該預金口座から自動的に引落とします。

[6] 本サービスの利用中止

スマートフォンの盗難・紛失等の理由により、本サービスの利用中止を行いたい場合は、当行所定の方法により申込み手続きを行ってください。

(15) 総合口座 (Web 口座「ネットスタイル」) 開設

[1] 概要

①本アプリから、総合口座 (Web 口座「ネットスタイル」) 開設の申込ができるサービスです。

②口座開設の手続き完了後に、本アプリに口座登録することで各種サービスをご利用いただけます。

[2] Web 口座「ネットスタイル」

①Web 口座「ネットスタイル」(以下「ネットスタイル」といいます) は、通帳を発行せず、キャッシュカードのみを発行する総合口座です。

②窓口でネットスタイルからの預金払戻しを行う場合は、ネットスタイルのキャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出の上で、当行所定の払戻請求書への署名およびキャッシュカードの暗証番号の照合が必要となります。

③上記以外の事項については、西日本シティ総合口座取引規定、普通預金規定、西日本シティキャッシュカード規定、西日本シティ定期預金規定等の各種規定にもとづいてお取扱いたします。

[3] 利用条件

運転免許証等をお持ちで日本国内に居住する 15 歳以上 75 歳以下の個人のお客さまが、本アプリからお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方はお申込みいただけません。

- ・既に当行に総合口座または普通預金口座をお持ちの方
- ・運転免許証等の住所・氏名の変更手続きをされていない方
- ・運転免許証等の有効期限が切れている方
- ・運転免許証等の氏名にアルファベットが含まれる方
- ・事業でお使いになる目的の方
- ・成年後見人制度をご利用の方

- ・マル優をご利用の方
- ・総合分離課税以外をご希望の方
- ・日本国外に居住の方
- ・税務上の居住地が日本のみでない方
- ・米国人等に該当する方
- ・外国政府等において重要な公的地位にある方またはあつた方とそのご家族
- ・日本以外の国籍を有する方

〔4〕口座の利用開始

開設された総合口座（以下「本口座」といいます）は、当行より送付する口座番号をお知らせする電子メールをお客さまが受領したときから利用できます。キャッシュカードは、申込時に届出いただいた住所に送付します。

〔5〕印章の届け出

- ①本口座の印章は、口座開設後に別途当行所定の方法により届け出るものとします。
- ②当行は、前号の印章の届け出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等をおこないます。
- ③第1号の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定の取引はできません。
- ④第1号の届け出前に生じた損害、または第1号の届け出が正当におこなわれなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

〔6〕口座開設の取り消し・解約等

①次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の預金取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

・本口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、また本口座が名義人の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合

- ・この預金の預金者が普通預金規定第10条第1項に違反した場合
- ・この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

②前号のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の預金取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

- ・預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ・預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ・暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ・役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ・預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- ・その他前各号に準ずる行為

③この預金が、相当の期間預金者による利用がない場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の預金取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

④前3号のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の預金取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

- ・本規定その他当行が定める各取引にかかる規定に違反した場合
- ・当行が送付するキャッシュカード等が郵便不着・受取拒否等により当行に返却された場合
- ・当行に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合
- ・住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となった場合

・支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあつた場合

・前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合

⑤前4号に基づき行つた本口座の預金取引の停止、本口座の解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(16) ことら送金サービス

〔1〕概要

・本アプリのメイン口座またはサブ口座（以下「送金指定口座」といいます。）から、利用者の指定する送金資金を引き落としのうえ、利用者の指定するアカウント（当行の国内本支店の預金口座又は当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座若しくは他の金融機関若しくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じです。）に対して、国内円での送金（以下、かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の預金口座（以下「入

金指定口座」という。)に国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。

・本アプリでことら送金サービスを利用するには、ワンタイムパスワードサービスの利用登録が必要です。

[2] 対象取引等

①ことら送金サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント(送金指定口座及び入金指定口座を含みます。)間の送金のみを対象とするものとします。

- ・個人が開設したアカウントであること
- ・国内居住者のアカウントであること
- ・アカウントが預金口座の場合は、送金指定口座は普通預金のみ、入金指定口座は普通預金、貯蓄預金及び当座預金のいずれかであること

②ことら送金サービスの1回および1日あたりの送金限度額は、当行所定の金額となります。

[3] ことら送金の依頼

・本アプリでのワンタイムパスワードサービスの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。

①ことら送金の依頼を行う場合は、当行が定める方法及び操作手順に従ってください。

②預金口座宛てのことら送金の依頼を行う場合は、次に掲げる事項を正確に入力してください。

・送金先の金融機関、店舗名、預金種目及び口座番号、又はあらかじめ口座番号に代替するものとして登録された電話番号若しくは電子メールアドレス

- ・送金額
- ・アカウント名義人名
- ・その他当行所定の事項

③資金移動アカウント宛てのことら送金の依頼を行う場合は、次に掲げる事項を正確に入力してください。

・送金先の金融機関又は資金移動業者及びバリューIDその他アカウントを特定するための必要な事項(以下「バリューID等」といいます。)又はあらかじめバリューID等に代替するものとして登録された電話番号若しくは電子メールアドレス(以下、前号及び本号に規定する電話番号若しくは電子メールアドレスを総称して「アカウント代替符号」といいます。)

- ・送金額
- ・アカウント名義人名
- ・その他当行所定の事項

④前二号に基づく入力によりアプリ上に受取人(送金先であるアカウントの保有者をいいます。以下同じです。)の名称が表示されますので、当該受取人の名称及びアカウント代替符号(アカウント代替符号を入力する場合に限り)に誤りがないかを事前に確認のうえ、ことら送金の依頼を行ってください。

⑤前三号に定めることら送金の依頼内容について、アプリへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

[4] 契約の成立

①ことら送金に係る契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して送金資金を送金指定口座から引き落とししたときに成立するものとします。

②前号によりことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容をアプリ上に表示するものとし、かかるアプリ上の表示とは別に、当該依頼内容の明細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。

[5] 送金指図の発信

①ことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容に基づいて、依頼日当日(事務の都合上依頼日の翌日となる場合もあります。)に、送金先の金融機関又は資金移動業者宛てに送金指図を発信します。

②当行が前号に基づく送金指図を発信しても、送金先の金融機関若しくは資金移動業者又は受取人の口座状況等により、入金が発信日の翌日以降となる場合があります。

③当行が第1号に基づく送金指図を発信したものの、送金先の金融機関若しくは資金移動業者又は受取人が入金を拒否し、送金先の金融機関又は資金移動業者から送金資金が返金された場合は、当該送金資金を送金指定口座にお戻しいたします。

[6] ことら送金の取扱範囲

次の場合には、ことら送金を利用いただくことができません。

- ・停電、通信障害等によりことら送金を利用できないとき
- ・当行所定のシステムメンテナンスの実施日時に該当するとき
- ・利用者または受取人が個人ではないとき
- ・利用者が当行所定の回数を超えて、ことら送金の依頼内容の入力を誤ったとき

[7] メッセージ機能

アカウント代替符号を入力するうえことら送金の依頼を行う場合、当該送金の依頼とともに受取人に対して当行所定の方法によりメッセージを送ることができます。ただし、送金先の金融機関又は資金移動業者における登録状況によっては、受取人がメッセージを受け取ることができない場合があります。

[8] 利用停止

①第3項に基づくことら送金の依頼の手続において、アプリ上に受取人の名称が表示されたにもかかわらず、当行所定の回数を超えてことら送金の依頼を行わない場合は、ことら送金サービスの利用を停止することがあります。

②前号のほか、第3項に基づくことら送金の依頼の手続において、当行所定の回数を超えて当行所定の項目の入力を誤った場合は、ことら送金サービスの利用を停止することがあります。

③前二号に基づいて停止したことら送金サービスの利用を再開するには、当行所定の手続を行う必要があります。

[9] 取引内容の照会等

①ことら送金の依頼を行ったにもかかわらず、受取人のアカウントに送金資金の入金が行われていない場合は、速やかに当行に照会してください。この場合、送金先の金融機関又は資金移動業者に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

②当行が発信した送金指図について送金先の金融機関又は資金移動業者から照会があった場合は、依頼内容について照会することがあります。この場合、当行からの照会に対して速やかに回答するものとし、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

〔10〕 契約成立後の取扱い

ことら送金に係る契約が成立した後は、ことら送金の依頼内容を変更すること又は依頼を取りやめることはできません。この場合は、受取人との間で協議してください。

〔11〕 通知・照会の連絡先

①ことら送金サービスについて利用者に通知又は照会をする場合は、送金指定口座又は入金指定口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。

②前号の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

〔12〕 入金指定口座への入金

①利用者は、アプリ上において、入金指定口座に係るアカウント代替符号をあらかじめ登録することができます。この場合、当行は、アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付けるものとします。

②アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付ける場合であって、当該入金に伴って利用者宛てのメッセージを受信した場合は、当行は、当該メッセージを当行所定の方法により表示するものとします。

③預金規定等関連する取引規定においては、他のアカウントから入金指定口座に入金された資金は、為替による振込金と同様にお取り扱いします。

〔13〕 利用時間

ことら送金サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、送金先又は送金元の金融機関又は資金移動業者の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

〔14〕 不正利用の調査等

①当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（アカウントの開設又はアカウント代替符号の登録時に取得した利用者の情報を含みます。以下本条において同じです。）を、業務上必要な範囲で、他の金融機関及び資金移動業者並びにこれらの利用者に対して提供する場合があります。

②当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（他の金融機関及び資金移動業者の利用者の情報を含みます。）を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。

〔15〕 免責規定等

次の各号の事由によってことら送金サービスの利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ・災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ・当行又は金融機関若しくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- ・当行以外の金融機関又は資金移動業者の責に帰すべき事由があったとき

〔16〕 譲渡、質入れの禁止

ことら送金サービスに基づく利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

〔17〕 預金規定等の適用

送金資金等を当行に開設された預金口座から振替えてことら送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。

(17) ことら税公金サービス

〔1〕 概要

・本アプリの利用者から、特定徴収金（地方税法に規定する特定徴収金をいいます。以下同じです。）の納付又は納入の委託（以下「納付委託」といいます。）を受けて、利用者の指定するメイン口座またはサブ口座（普通預金）から、引き落としした納付資金を地方税共同機構（以下「機構」といいます。）に対して納付又は納入するサービスをいいます。

・本アプリでことら税公金サービスを利用するには、ワンタイムパスワードサービスの利用登録が必要です。

〔2〕 納付委託の依頼

①納付委託の依頼を行う場合は、当行が定める方法及び操作手順に従ってください。

②納付委託の依頼を行う場合は、アプリを利用して、地方団体（都道府県、市町村及び特別区をいいます。以下同じです。）が発行する納付書に印刷された地方税統一 QR コードを読み取ってください。なお、読み取りの結果によっては、ことら税公金サービスを利用できない場合があります。

③前号に基づく QR コードの読み取りによりアプリ上に納付情報が表示されますので、当該納付情報に誤りがないかを事前に確認のうえ、納付委託の依頼を行ってください。

④前号の納付情報及び依頼内容について不備があったとしても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

〔3〕 契約の成立

①納付委託に係る契約は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を受け付けたときに成立するものとします。ただし、利用者の指定する預金口座から納付資金の引落としができなかった場合は、当該納付委託に係る契約は当然に解除されるものとします。

②前号により納付委託に係る契約が成立した場合、当行は、当該納付委託の内容をアプリ上に表示するものとし、かかるアプリ上の表示とは別に、当該納付委託の内容の明細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。

〔4〕 機構への納付

①納付委託に係る契約に基づき、当行は、機構が指定する日までに、利用者の指定する預金口座から引き落としした納付資金

を機構に納付し、又は納入します。

②当行が前号に基づく納付又は納入を行ったときは、前項に規定する納付委託に係る契約が成立した日に、当該納付委託に係る特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなされます。

〔5〕取引内容の照会等

特定徴収金の納付情報の内容や納入手続の結果その他特定徴収金の納入等に関する照会については、納付先である地方団体に直接お問い合わせください。

〔6〕契約成立後の取扱い

納付委託に係る契約が成立した後は、納付委託の依頼内容を変更すること又は依頼を取りやめることはできません。ただし、納付先である地方団体からの連絡に基づき取り消される場合は、この限りではありません。

〔7〕通知・照会の連絡先

①ことら税公金サービスについて利用者に通知又は照会をする場合は、利用者の指定する預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。

②前号の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

〔8〕利用時間

ことら税公金サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、機構の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

〔9〕免責規定等

次の各号の事由によってことら税公金サービスの利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ・災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ・当行又は金融機関若しくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- ・通信障害その他当行の責に帰すべき事由以外の理由により機構の管理するシステムが利用できない場合

〔10〕譲渡、質入れの禁止

ことら税公金サービスに基づく利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

〔11〕預金規定等の適用

ことら税公金サービスに基づいて納付資金を利用者の指定する預金口座から引き落とす場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。

(18) 投資信託口座開設

〔1〕概要

本アプリから、投資信託口座開設の申込ができるサービスです。

〔2〕利用条件

運転免許証等をお持ちで日本国内に居住する18歳以上69歳以下の個人のお客さまが、本アプリからお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方はお申込みいただけません。

- ・すでに当行で投資信託口座をお持ちの方
- ・運転免許証等に記載の住所・氏名が西日本シティ銀行届出の内容と相違している方
- ・運転免許証等の住所・氏名の変更手続きをされていない方
- ・運転免許証等の有効期限が切れている方
- ・運転免許証等の氏名にアルファベットが含まれる方
- ・事業でお使いになる目的の方
- ・当行にキャッシュカード発行済の普通預金口座（総合口座を含む）をお持ちでない方
- ・投資信託取扱店以外（東京支店・大阪支店・産業医大出張所・中間市役所出張所）の口座での指定預金口座登録を希望される方
- ・特定口座（源泉徴収あり／配当受入れあり）以外での口座開設をご希望の方
- ・特定口座をお申込みの同一年度内に当行で廃止した方
- ・日本国外に居住の方
- ・税務上の居住地が日本のみでない方
- ・米国人等に該当する方
- ・外国の重要な公的地位にある方またはあった方とご家族
- ・日本以外の国籍を有する方

〔3〕口座の利用開始

開設された投資信託口座（以下「本口座」といいます）は、当行より電子メールで送付する「投信口座開設の完了のお知らせ」を受領した日から2営業日程度で利用できます。また、届出いただいた住所に、葉書郵便にて「口座開設のご案内」と「少額投資非課税口座（NISA口座）開設のご案内」を送付します。

〔4〕印章の届け出

本口座の印章は、指定預金口座の届出の印章と同一とします。

〔5〕累積投資取引

本サービスを利用して投資信託口座開設を申し込む場合は、同時に次項(19)の累積投資取引を申し込むものとします。

〔6〕その他

既に債券口座にて特定口座をお持ちのお客さまで、本サービスによる指定預金口座と異なる口座を指定されている場合、債券口座の指定預金口座を本サービスと同一の口座へ変更することとし、債券指定預金口座変更届の記入および署名捺印は要

しないものとします。

〔7〕口座開設の取り消し・解約等

①次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

・本口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、また本口座が名義人の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合

- ・本口座の名義人が投資信託受益権振替決済口座管理約款第16条第1項②以降に該当した場合
- ・本口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

②前号のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

・本口座の名義人が本口座の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

・本口座の名義人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不等に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること
- ・役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ・本口座の名義人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

（ア）暴力的な要求行為

（イ）法的な責任を超えた不当な要求行為

（ウ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（エ）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

（オ）前記（ア）～（エ）に準ずる行為

③本口座が、相当の期間、本口座の名義人による利用がない場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様のできるものとします。

④前3号のほか、次のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

・本規定その他当行が定める各取引にかかる規定に違反した場合

・当行に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合

・住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となった場合

・支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合

・前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合

⑤前4号に基づき行った本口座の投資信託取引の停止、本口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(19) 投資信託累積投資取引

〔1〕契約の成立

本アプリからの投資信託口座開設申込時に、別途「約款・規定集（投資信託）」における累積投資約款（包括）の定めに従い、当該投資信託受益権の累積投資契約が締結されることとします。

〔2〕印章の届け出等

契約締結にあたって、累積投資取引申込書の記入および署名捺印は要しないものとします。

(20) 生命保険契約照会

〔1〕本アプリから、当行を生命保険代理店として加入されている生命保険の契約内容を照会できるサービスです。

〔2〕本アプリに登録されているメイン口座もしくはサブ口座と同一の本支店を生命保険代理店として、生命保険に加入されている場合に限り本サービスをご利用いただけます。

〔3〕保険証券の契約者名義とアプリに登録されている口座名義が異なっている場合や、当初の契約から契約者を変更されている場合等には、契約内容を表示することができません。

保険契約が表示されない場合の詳細については、当行ホームページにてご確認ください。

<https://faq.ncbank.co.jp/1413>

〔4〕解約返戻金等の最新情報については、直接保険会社にお問い合わせください。

第9条. アプリ暗証番号等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォンが第三者の手に渡り、かつアプリ暗証番号等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォンおよびアプリ暗証番号等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第 10 条. スマートフォンの管理

1. お客さまは、本アプリをインストールした処理機種が第三者に渡らないように厳重に管理するものとし、所定機種が紛失・盗難に遭わないよう充分注意するものとし、
2. お客さまは、本プログラムをインストールした所定機種がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう十分注意するものとし、

第 11 条. 利用の停止、解除および再開

1. アプリ暗証番号等を当行所定の回数以上、誤って入力された場合、本アプリの利用ができなくなります。
2. 本サービスは、お客さまが当行所定の期間利用しなかった場合、自動的に利用解除されます。本アプリで当行所定の操作をおこなうことで、本サービスの利用を再開できます。
3. 前号および前々号により利用停止または利用解除となった場合は、本アプリで所定の操作を行なうことで、本サービスの利用を再開できます。

第 12 条. 本アプリの初期化

お客さまは、当行所定の方法により、本アプリを初期化することができます。この場合、本アプリで保持している各種情報は消去されますが、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 13 条. 免責事項

1. 機種変更、端末初期化、圏外時の利用、障害の発生その他のスマートフォンおよびその利用の状況、通信機械およびコンピューター等の障害および回線障害ならびに電話の不通により、取引の取扱いが遅延もしくは不能となった場合、本サービスに関して当行から送信した情報の伝達が遅延もしくは不能となった場合または本サービスを利用した保存した情報・データが喪失した場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. お客さまのアプリ暗証番号等が第三者に使用されたことにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
4. 前各項において当行の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無に関わらず、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとし、

第 14 条. 権利帰属等

1. お客さまは、本サービスに基づく利用者の権利を譲渡または質入れできません。
2. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第 15 条. サービスの改廃・規約の変更

1. 当行は、本サービスの種類・内容を変更する場合があります。また、本サービス改廃のために一時的にサービスのご利用を停止することがあります。
2. 本規約は、当行の都合で変更することがあります。規約の変更日以降は、変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. 前各項の改廃・変更については、当行の定める方法にて告知することとします。

第 16 条. サービスの終了

1. 当行は、当行の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. お客さまがアプリに登録しているすべての口座契約を解除された場合は、本サービスの利用も自動的に終了するものとし、
3. お客さまが NCB ダイレクト（インターネットバンキング）を解約された場合は、本サービスの利用も自動的に終了するものとし、

第 17 条. 顧客情報の取扱い

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとし、

第 18 条. 本サービスのご利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます）。
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォンを処分する際も、当該スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。
4. スマートフォンから本アプリを削除した後に、同一のスマートフォンで本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいた上で、第 5 条に基づき当行へのアプリ暗証番号等の届出を行なっていただく必要があ

ります。

5. 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。アプリ暗証番号等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらアプリを使用されると、お客さまのアプリ暗証番号等やスマートフォン内の情報が漏えいする可能性があります。
6. スマートフォンのセキュリティ対策を行なってください。不正なアプリや不審なウェブサイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策をおすすめします。
7. スマートフォンを盗難・紛失された場合には、すみやかに、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へも連絡し回線停止のお手続きを行なってください。
8. 本アプリで提供するクーポンについては Apple Inc. 並びに Apple Japan は一切関与していません。

第 19 条. 規約の準用

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当行の各種預金規定、西日本シティキャッシュカード規定、カードローン契約書（当座預金契約書）等当行の他の規約の定めを準用します。

第 20 条. 準拠法・管轄

1. 本ご利用条件の準拠法は日本法とします。
2. 本ご利用条件に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2025年1月22日)

○当行における個人情報の利用目的

西日本シティ銀行アプリは以下の「当行における個人情報の利用目的」にご同意のうえご利用ください。当行は、お客さまとのお取引等を正確に行ない、より良い商品・サービスを継続的に提供させていただくため、個人情報の利用目的をあらかじめ公表または通知しております。

また、お客さまとの間に直接書面による契約の機会がある場合には、個人情報の利用目的について明示または同意の取得をさせていただきます。

なお、法令等に定める場合等を除き、事前にお客さまの同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしておりません。

【業務内容】

1. 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
2. 公共債窓販業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
3. その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

【具体的な利用目的】

当行及び関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的で個人情報を利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

1. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
2. 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
3. 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
4. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
5. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
6. 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
7. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
8. お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
9. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
10. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
11. 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
12. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
13. その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
14. 当行の業績把握・決算関連業務・監査業務・人事関連業務・安全管理業務等の内部管理のため
15. 当行が設立または加盟する各種団体等の運営や管理のため
16. 法令等に基づき開示、報告を行なうため

※法令等による利用目的の限定について

○銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

○銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

○西日本シティ銀行プライバシーポリシー

西日本シティ銀行(以下、「当行」といいます)は、当行が提供する「西日本シティ銀行アプリ」サービス(以下「本サービス」といいます)におけるお客さまの個人情報を、当行の「個人情報保護宣言」に従い取扱います。

なお、「個人情報保護宣言」－「2. 個人情報の取扱い」－「(3) 個人情報の取得元またはその取得方法」における、本サービス特有の例は以下の通りです

1. ご利用にあたり、お客様から直接ご提供いただく情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・電話番号
- ・口座番号
- ・パスワード
- ・メールアドレス

2. スマートフォン等から自動的に取得する情報

- ・位置情報

本サービスの一部では、スマートフォン等から送信される位置情報を取得します。取得した情報は、お客さまのスマートフォン等の画面への配信に利用することがあります。なお、お客さまがスマートフォン等の設定で位置情報の送信を許可されていない場合は、位置情報は送信されません。

- ・端末情報

本サービスの利用情報(閲覧履歴等)

以上